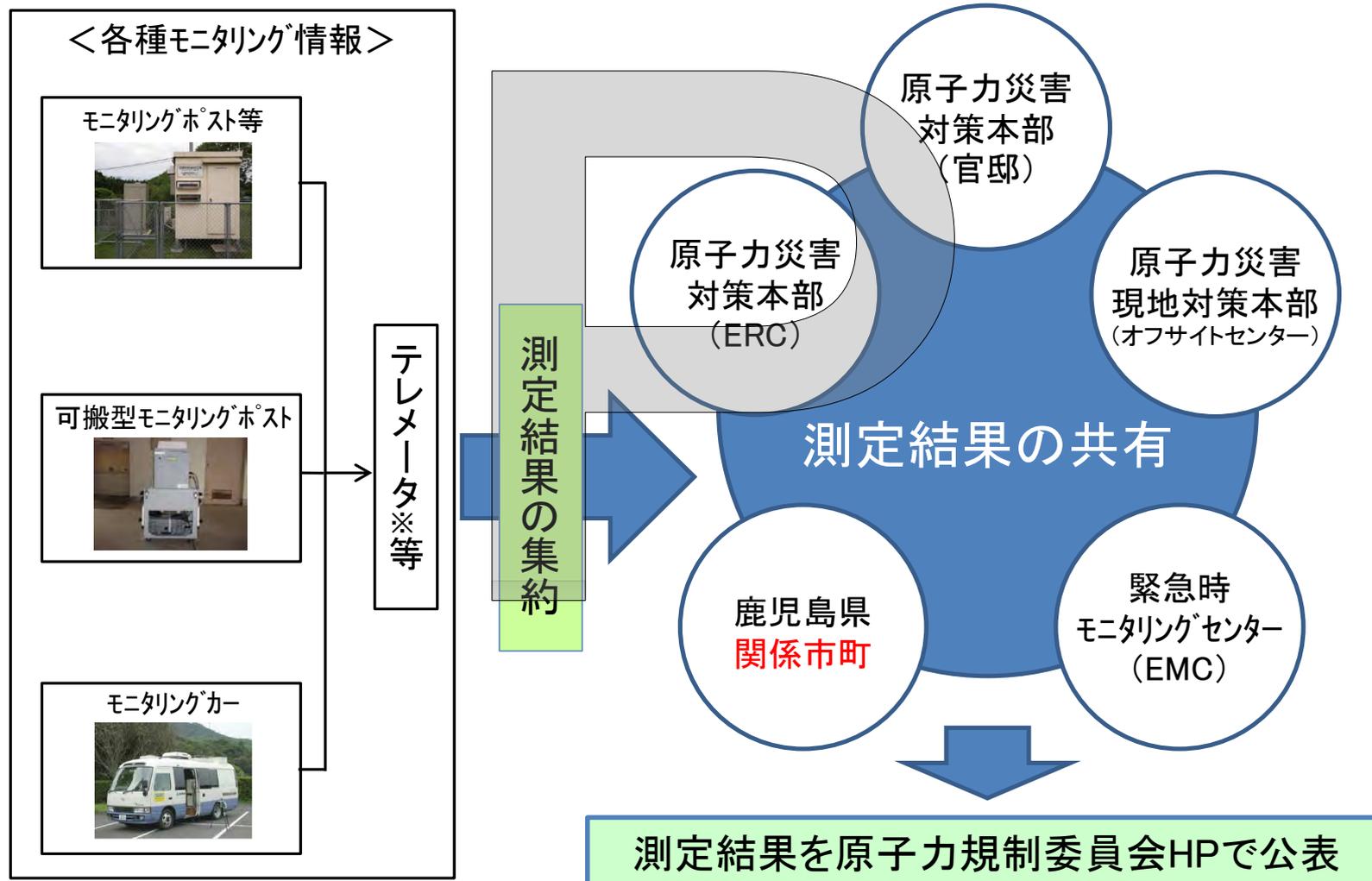
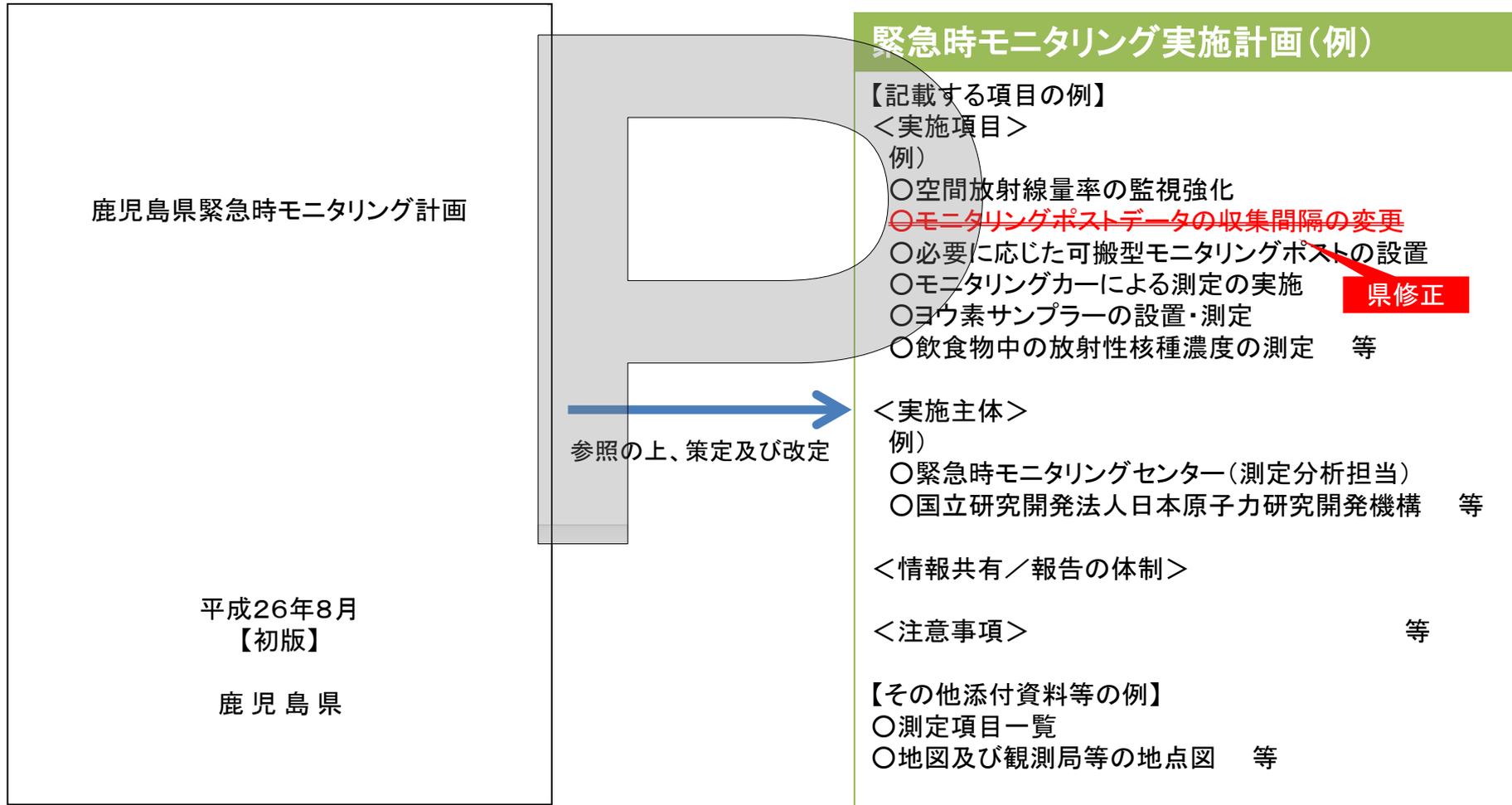


- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置

- 鹿児島県では、緊急時モニタリング計画を策定している。
- 国は、施設敷地緊急事態に至った際に、緊急時モニタリング計画を参照して緊急時モニタリング実施計画を定めるほか、事態の進展に応じた同実施計画の改定等を行う。



- 固定観測局については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、既に、川内地域ではこれら全ての一時移転等の実施単位毎にモニタリングポスト等(48局)が設置され、既設モニタリングポスト等の値に基づき、一時移転等を実施する範囲と関連付けられている。
- 鹿児島県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等が配備されている。

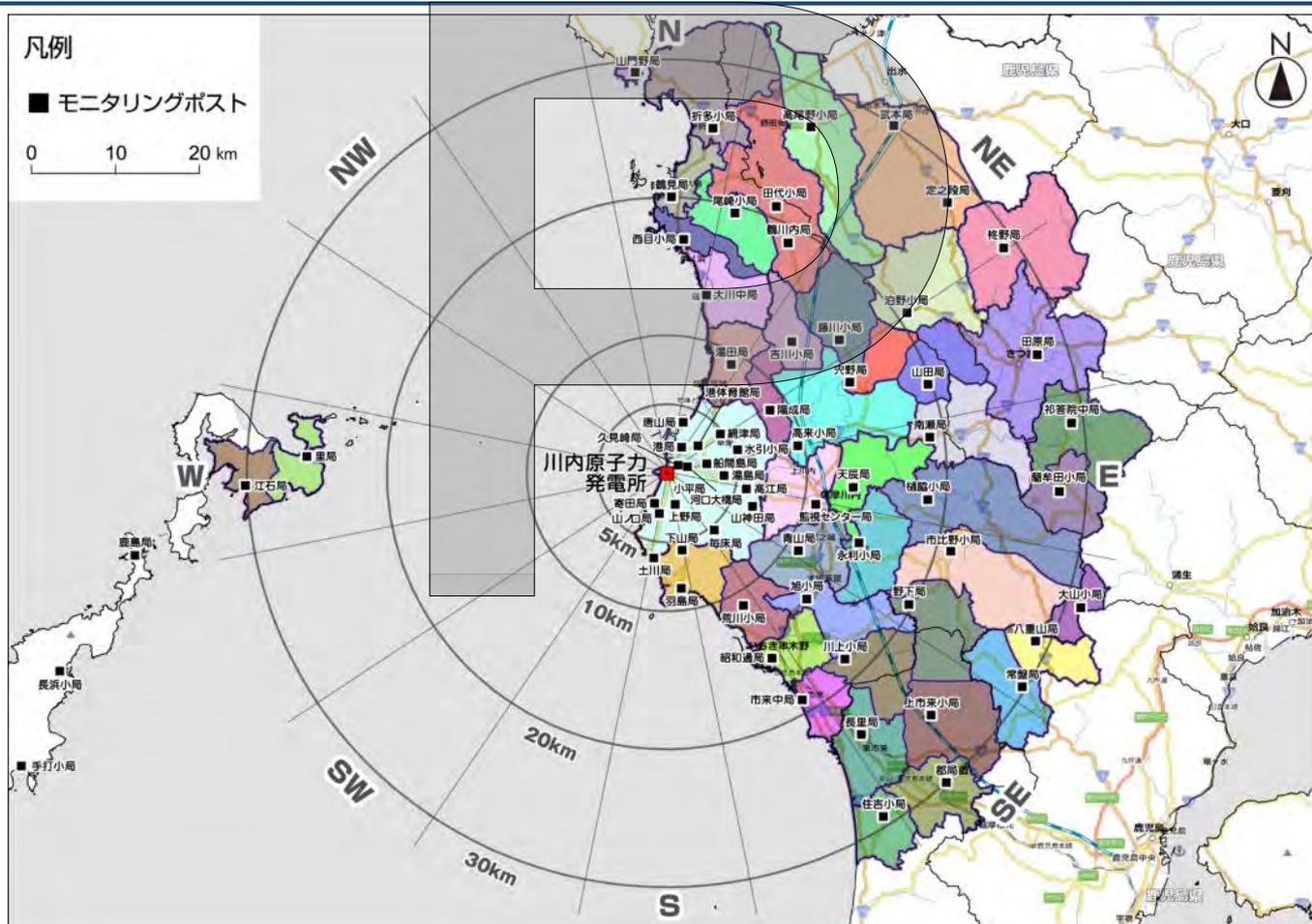


図 川内地域のモニタリングポスト等地点及び一時移転等の実施単位

緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

<概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の要員及び保有資機材数
(鹿児島県、九州電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	15	40	9
道府県	885	208	26
電力事業者	598	39	32
関係指定 公共機関	111	21	5

※ 各資機材については保有数を記載。

- モニタリングステーション及びモニタリングポスト
 - ・モニタリングステーション(2局)及びモニタリングポスト(3局)で、発電所敷地境界付近の放射線量等を測定
 - ※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
 - ・万一、モニタリングステーション等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
 - ・施設敷地緊急事態が発生した場合、可搬型エリアモニタ(8台)を設置して、原子炉格納施設を囲む近傍8方位の放射線量を測定
- モニタリングカー等
 - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及び可搬型測定機材を搭載したその他モニタリング用車両(1台)を配備
- 可搬型測定機材
 - ・発電所及びその周辺の放射線量等を測定
- オフサイトの協力
 - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングステーションと非常用発電機【2局】



可搬型モニタリングポスト【5台】
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



モニタリングカー【1台】



可搬型測定機材を搭載した車両【1台】



(サーベイメータ)

(ダストサンプラ)

モニタリング用車両に搭載する可搬型測定機材の例

9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)

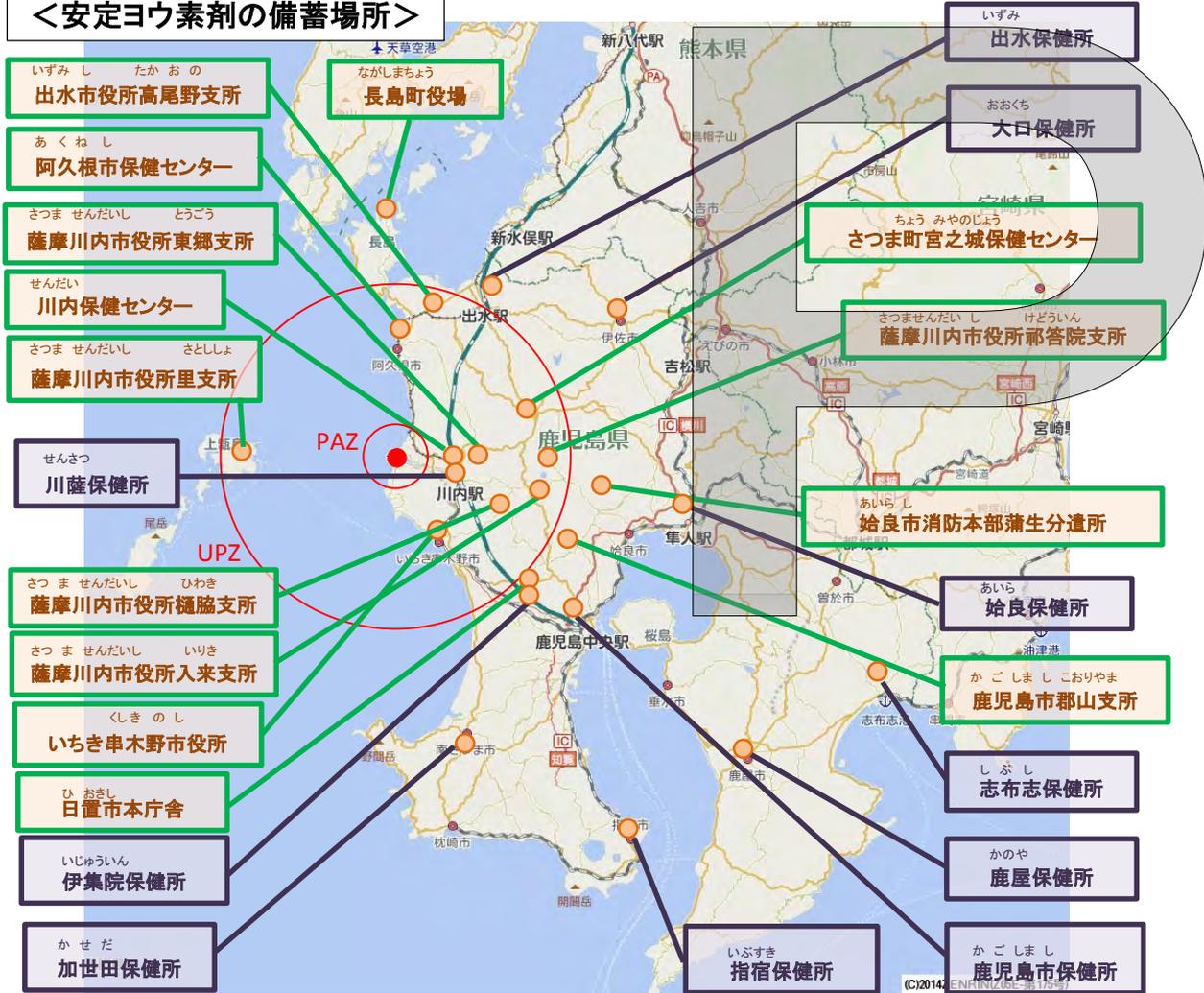
- 鹿児島県では、PAZ内住民を対象に28回の説明会と20回の配布会を実施し、平成29年6月18日現在、2,839人に事前配布を実施した。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。



避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、14箇所の関係市町施設及び10箇所の保健所等に合計約97万丸の丸剤と2,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約1万3千包を備蓄。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先より避難退域時検査場所等に設置される救護所へ搬送の上、救護所等で対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 原子力事業者は、鹿児島県から要請があった場合は、可能な範囲で備蓄している安定ヨウ素剤を貸与。

<安定ヨウ素剤の備蓄場所>

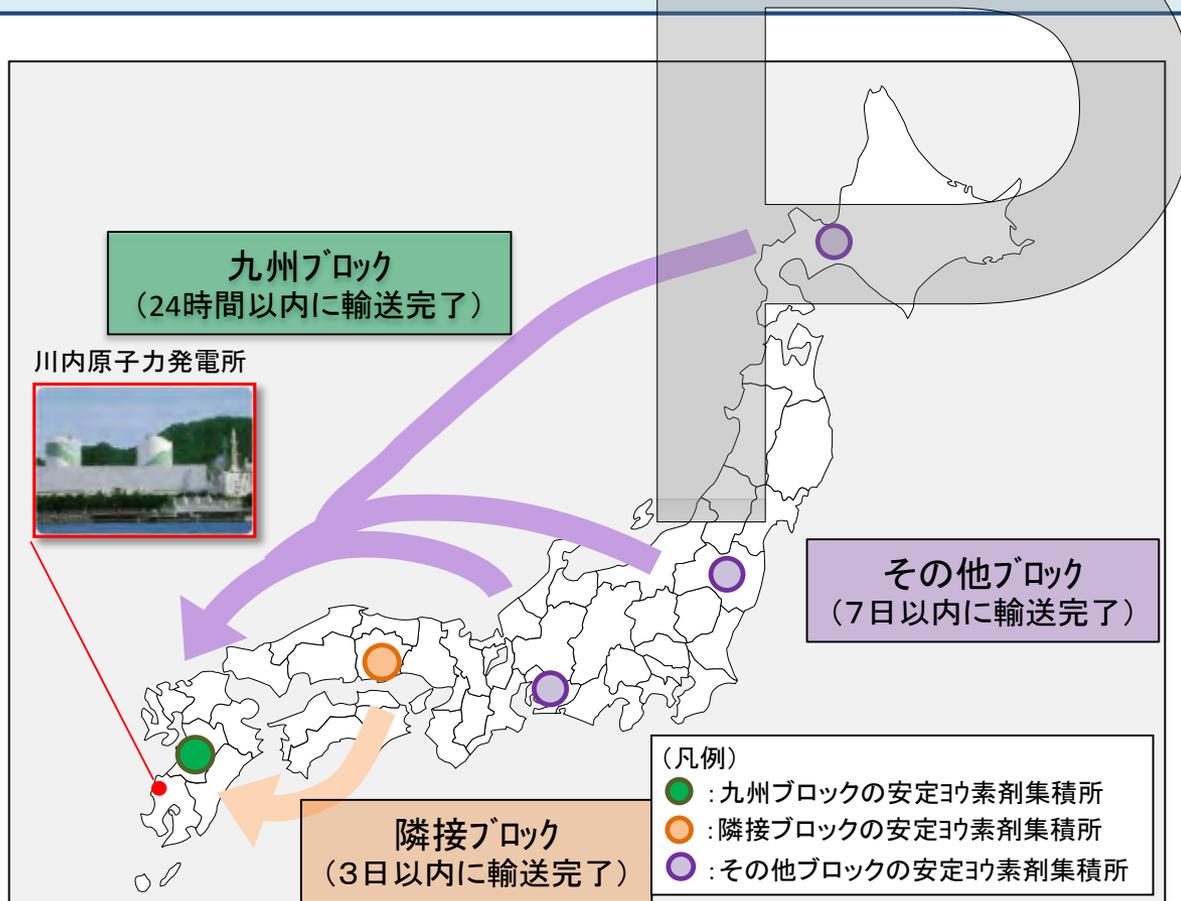


安定ヨウ素剤備蓄場所

24箇所
関係市町施設：14箇所
保健所等：10箇所

国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に平成30年度までに丸剤200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、**九州**ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



川内オフサイトセンター
(鹿児島県原子力防災センター)



安定ヨウ素剤集積所



UPZ内外の安定ヨウ素剤
緊急配布場所

鹿児島県の避難退域時検査場所の候補地

➤ 避難退域時検査・除染については、原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施。



避難元

バス・自家用車等で避難

退域時検査・除染



※原則として避難先となる市町に一カ所ずつ設置する救護所等で実施

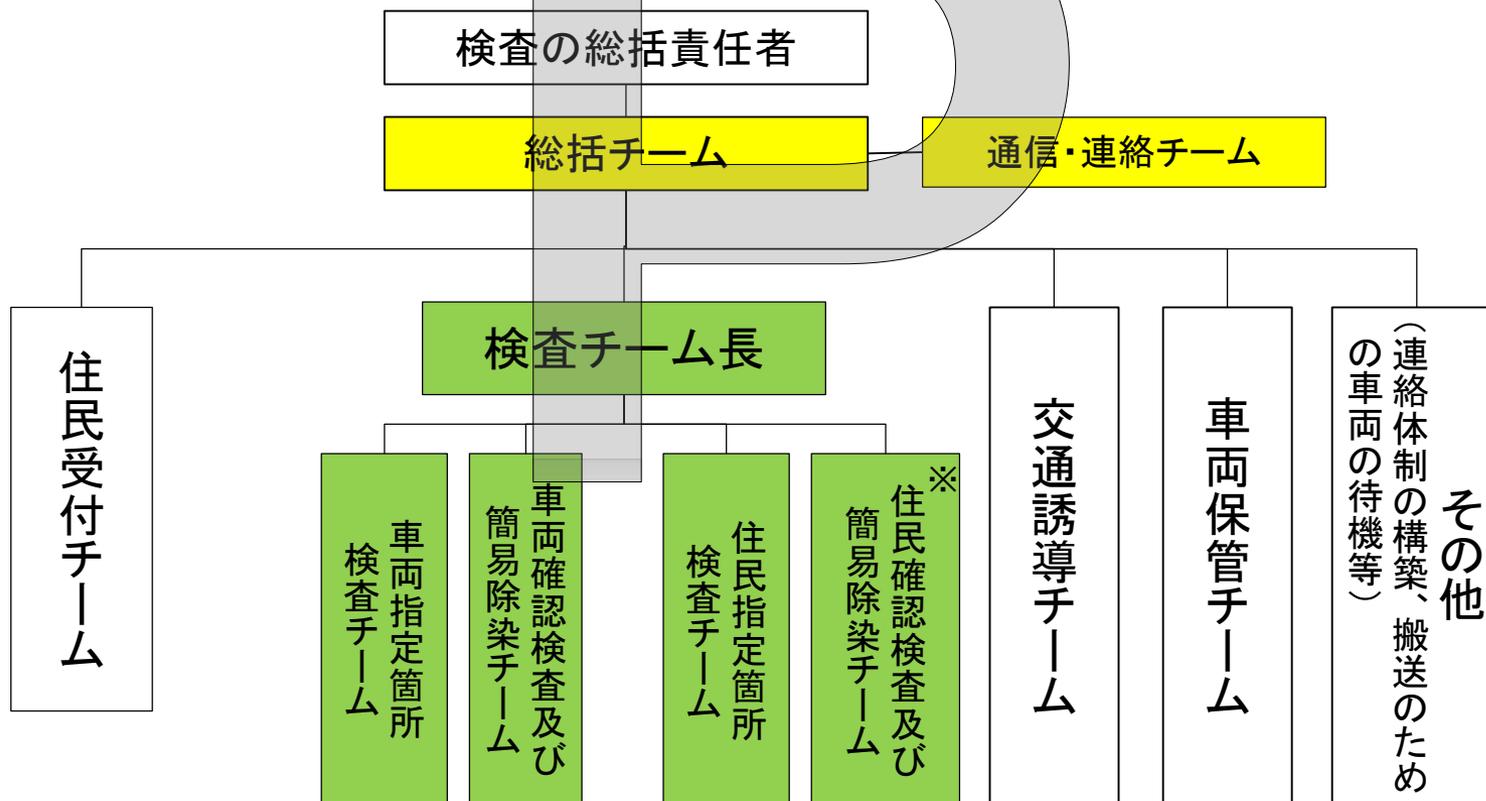
今後スライドを修正予定

: 避難者受け入れ先関係市町

※県境を越える避難については、鹿児島県内で実施

- 避難退域時検査場所は、鹿児島県及び原子力事業者が国、関係自治体、関係機関の協力のもと運営。
- 原子力事業者は備蓄資機材を活用し、300人程度の要員を避難退域時検査場所へ動員。
- 指定公共機関(国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構・国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)は国及び関係自治体からの要請に基づき、要員及び資機材による支援を実施。

避難退域時検査場所における検査及び簡易除染の体制(例)



※携行物品検査を含む

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構による協力体制

➤ 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構は、緊急時、国及び関係自治体の要請に基づき、オフサイトセンターに専門家、必要に応じ救急搬送車両等を派遣。また、必要に応じ、避難退域時検査等における指導・協力を実施。また、機構からは、原子力災害医療に関する相談への指導・助言も実施。

